（様式２）

**誓　約　書**

事　業　名　　　　豊能町地域包括支援センター運営業務

私は、豊能町が豊能町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一　私は、豊能町の公共工事等を受注するに際して、豊能町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二　私は、豊能町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者の該当の有無を確認するため、豊能町から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三　私は、本誓約書及び役員名簿等が豊能町から大阪府警察本部又は豊能警察署に提供されることに同意します。

四　私が豊能町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者に該当する事業者であると豊能町が大阪府警察本部又は豊能警察署から通報を受け、又は豊能町の調査により判明した場合は、豊能町が豊能町暴力団排除条例に基づき、豊能町ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

五　私が豊能町暴力団排除条例第７条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を豊能町に提出します。

六　私の使用する下請負人等が、豊能町暴力団排除条例第２条第１号から第３号に掲げる者に該当する事業者であると豊能町が大阪府警察本部又は豊能警察署から通報を受け、又は豊能町の調査により判明し、豊能町から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

（宛先）　豊能町長

令和　　年　　月　　日

所在地

事業者名

代表者

（契約書に押印する印鑑と同一印）

代表者の生年月日　　　　　年　　月　　日

**（参考）**

**豊能町暴力団排除条例（抜粋）**

|  |
| --- |
| （公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除）  第７条　町は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。  (１)　下請負人（公共工事等に係る全ての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第２次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）  (２)　契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）  （公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）  第８条　町長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。  (１)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。  (２)　入札の参加者の資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。  (３)　入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。  (４)　公共工事等及び売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置  (５)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。  (６)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、当該公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。  (７)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該公共工事等に係る契約を解除すること。  (８)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置  ２　町長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。  ３　町長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。  （公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）  第９条　何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。  ２　契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに町に報告しなければならない。 |